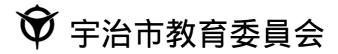
宇治市スポーツ推進計画



平成 27 年 3 月



はじめに

本市では、平成 21 年 3 月に宇治市スポーツ振興計画(ASEプラン)を策定し、それに基づいてスポーツの振興を図ってまいりました。宇治市スポーツ振興計画が策定されて以降、国においてはスポーツ振興法を全部改正したスポーツ基本法が施行され、それに基づくスポーツ基本計画が策定されるなど、大きな転換期を迎えています。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定したことにより、スポーツに対する国民の期待は大きくなるばかりです。こうした機運を大きなチャンスととらえ、宇治市ならではのスポーツの推進を図っていく必要があります。

本計画では、スポーツを推進し、市民とスポーツがより身近なものになることを一つの目標としながらも、さらに、スポーツ活動における成果が、地域コミュニティの発達や経済活動の活性化を見通した新しいスポーツ文化の定着に繋がることを目指しています。そのスポーツ文化が全市民に浸透し、スポーツを身近に感じる施策展開を図ることにより、市民一人ひとりの健康が育まれ、本市が掲げる「健康長寿日本一」への推進力となると考えます。

また、本計画では「スポーツがはぐくむ宇治の魅力と未来」を基本理念とし、 従来の枠を超えた民間企業、教育機関そして市民一人ひとりが手を携えた取り 組みを推進します。

最後に本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました宇治市スポーツ振興計画見直し検討委員会委員及び貴重なご意見を賜りました市民の皆様に対して心よりお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

宇治市教育委員会

<u>目次</u>

	計画の見直しにあたって		1
1	. 宇治市スポーツ振興計画(ASEプラン)とは		1
2	. 計画見直しの趣旨		2
3	計画の位置づけ		3
4	・. 計画の期間		4
5	. 本計画におけるスポーツのとらえ方		4
6	. 見直しの背景		4
(1)スポーツと社会を取り巻く環境の変化		4
(2) 宇治市のスポーツ推進における現状と課題		5
(3)スポーツ推進の考え方と方向性の変化	••	7
	スポーツ推進のビジョン		8
1	. 基本理念「スポーツが育むふるさと宇治の魅力と未来」		8
2	" スポーツ " の可能性をマーケティングする		9
(1)楽しむ	1	0
(2)育つ	1	0
(3) つながる	1	1
(4) 活かす	1	1
3	. 戦略的方針	1	1
(1)人とスポーツの多面的なかかわりを強化する	1	1
(2) スポーツが持つ可能性を魅力的な宇治市のまちづくりに活かす	1	2
(3)スポーツとまちづくりを推進する新しい仕組みを創る	1	2
	「スポーツが育むふるさと宇治の魅力と未来」を実現するための施策の体系	1 -	4
1	. 人とスポーツとの多面的なかかわりを強めるための取り組み	1 -	4
(1)ライフステージに応じたスポーツの推進	1 -	4
(2) 多面的なスポーツへの参画の推進	2	2
2	スポーツが持つ可能性を魅力的なまちづくりに活かす取り組み	2	6
(1)スポーツによるコミュニティの創生及び再生	2	6
(2)本市の活性化につながるスポーツイベントの実施及び誘致	2	6
3	・ ・. スポーツとまちづくりを推進する新しい仕組みを創る	2	8
	計画の推進にあたって	3	0
1	. 計画推進において掲げる目標	3	0
2	. 計画の進行管理について	3	1
业2	1	2	2

計画の見直しにあたって

1. 宇治市スポーツ振興計画(ASE プラン)とは

本市は、市民が、自分の目的や体力、ライフスタイルに応じて日々の暮らしの一部にスポーツを取り入れ、生涯にわたって豊かなスポーツライフを送ることのできる環境整備を進めるとともに、自主的・自発的なスポーツへのかかわりを支援し、スポーツに積極的にかかわる市民を増やすことを目標として宇治市スポーツ振興計画(ASEプラン)(以下「市スポーツ振興計画」という)を平成21年3月に策定しました。

市スポーツ振興計画では、基本視点を、する(Act) ささえる(Support) しる(Experience)の3つに大別し、豊かなスポーツライフの実現を図るための施策を定めています。

ASE プラン



2.計画見直しの趣旨

市スポーツ振興計画を策定してから今日までの間に、国においてはスポーツ振興法を改正したスポーツ基本法が平成 23 年 6 月に公布、同年 8 月に施行され、また、それに基づく「スポーツ基本計画」が平成 24 年 3 月に策定されました。スポーツ基本法第 10 条に基づき、京都府でも、京都府スポーツ推進計画が平成 26 年 3 月に策定されています。本市においては、平成 2 3 年 3 月に宇治市第 5 次総合計画を、平成 26 年 3 月には宇治市教育振興基本計画を策定するなど、関連する計画の改定を行ってきました。市スポーツ振興計画は、状況の変化を勘案し、必要に応じて計画を見直しするとしており、関連する諸計画の改定やスポーツを取り巻く状況の変化を勘案して今般見直すことといたしました。

本市は市スポーツ振興計画に基づき、スポーツを「する」人のニーズに応え、また、多様化するライフスタイルの中で、どのようにスポーツが楽しめる環境を築けるかという視点のもと、スポーツの振興を図ってきました。スポーツを「する」人のための施策として大きな柱としている総合型地域スポーツクラブへの支援や、各種スポーツ団体との連携等により、スポーツのできる環境は広がりをみせつつあります。

そのようななか、本市では、市民が継続してスポーツを行っていくために、スポーツを「ささえる」仕組み作りにも取り組んできました。障害者スポーツ大会をはじめ、スポーツボランティアとして活動いただける場を増やし、市民が自律的にスポーツを楽しんでいくために、スポーツを「ささえる」機運を今後もより一層広める必要があります。

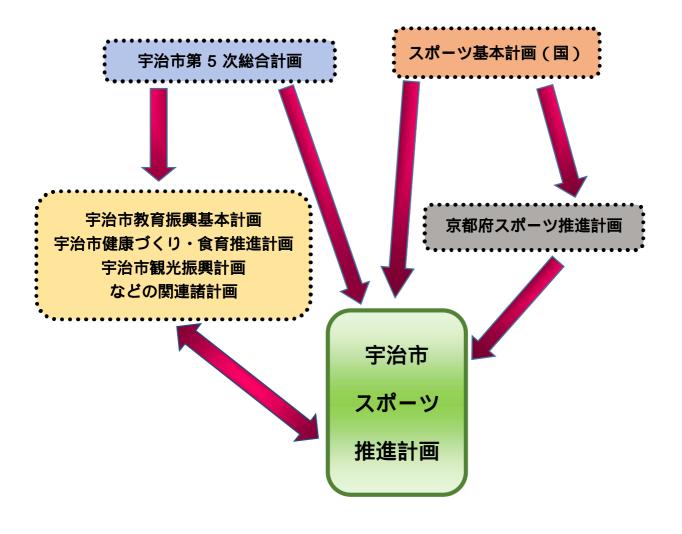
さらに、この間、本市はプロサッカーチーム「京都サンガ F.C.」のホームタウンとなり、市民がレベルの高いスポーツにふれる機会がより一層充実しました。レベルの高いプロスポーツチームの試合を見るという体験を通してスポーツを「しる」機会が増えたことは、スポーツの振興において重要な役割を果たしています。今回の見直しは、こうした市スポーツ振興計画の到達点と反省点を見極め、さらなるスポーツの推進に向けて行うものでなくてはなりません。

今回の見直しにあたっては、市スポーツ振興計画が掲げていた「する」「ささえる」「しる」にとどまらず、スポーツ活動における成果を地域コミュニティの発達や経済活動の活性化を見通した新しいスポーツ文化の定着を目指すものとします。そのスポーツ文化が全市民に浸透し、スポーツを身近に感じる施策展開を図ることにより、市民一人ひとりの健康が育まれ、本市が掲げる「健康長寿日本一」への推進力となることを目指します。

なお、スポーツ基本法第 10 条において「都道府県及び市町村の教育委員会は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」と記載されていることから、計画の名称を「宇治市スポーツ推進計画」(以下、「本計画」という)とします。

3.計画の位置づけ

本計画は、スポーツ基本法第 10 条を受けて策定する宇治市独自の計画であり、国のスポーツ基本計画や市政の最上位計画である宇治市第 5 次総合計画及び部門別上位計画にあたる宇治市教育振興基本計画などの関連計画と整合性を図り、施策を進めます。

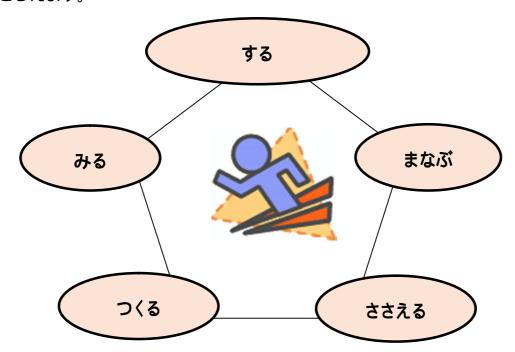


4.計画の期間

計画の期間は、本市の上位計画の終期と合わせて平成 27 年度~平成 33 年度までの 7 年間とし、計画期間内であっても、必要に応じて計画の見直しをすることとします。

5. 本計画におけるスポーツのとらえ方

本計画における「スポーツ」は、市民の健康増進と豊かなスポーツライフの確立、スポーツの持つ可能性を考慮し、競技スポーツやレクリエーション、健康維持のための軽い運動など、スポーツを「する」のみでなく、「ささえる」、「まなぶ」、「みる」、「つくる」など、人とスポーツとのかかわり方を多面的にとらえます。



6. 見直しの背景

(1)スポーツと社会を取り巻く環境の変化

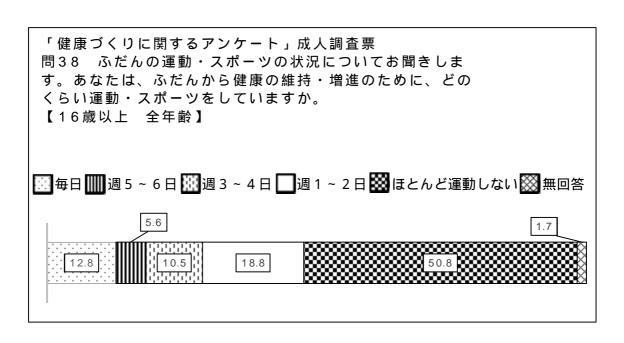
近年、我が国は核家族化や少子高齢化、地域コミュニティの希薄化が進んだほか、グローバル化、情報化の波による国際的な協力・交流が活発になる一方で、国際競争も激化するなど、社会情勢や人々のライフスタイルは大きく変化しています。特に地域コミュニティの希薄化は大きな社会問題となっています。その中で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、改めて「社

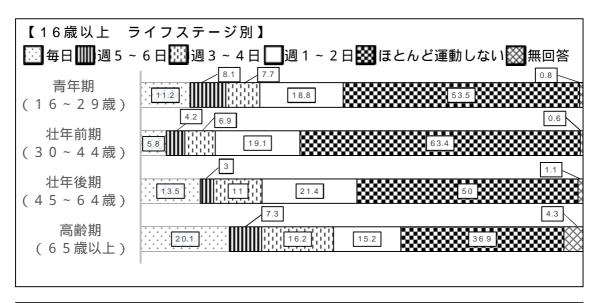
会の絆」の重要性が認識されることとなりました。健全な社会を実現するためには地域社会がうまく機能し、お互いが助け合い、支えあうという、極めてシンプルな精神が必要となります。そのような社会を目指すうえで、スポーツには大きな効果が期待されます。「言葉が通じなくても、また、初めて出会った者同士でも気軽に交流を図ることができる」、「チームの勝利へ貢献するためにお互いに助け合う」などは、この時代の問題を解決しうるスポーツの特性であるといえます。スポーツが持つこの特性を最大限に生かし、本市のまちづくりに活用していく必要があります。

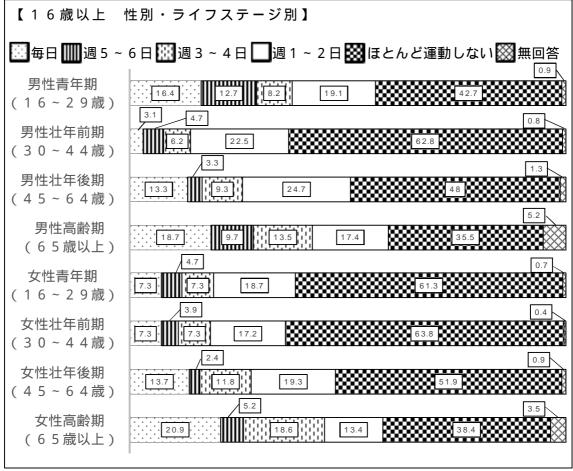
(2) 宇治市のスポーツ推進における現状と課題

平成 26 年 1 月に行った「健康づくりに関するアンケート」では健康維持・ 増進のために、どのくらい運動・スポーツをしていますかという問いに対して、 16 歳以上の方で週 1 日以上運動・スポーツする人は約 50%、週 3 日以上運動・スポーツする人は約 30%となっています。

性別・ライフステージ別にみると、男女とも高齢期(65歳以上)で「毎日」の割合が高く、20.1%となっています。また、男性の壮年前期(30~44歳)女性の青年期(16~29歳) 壮年前期(30~44歳)で「ほとんど運動しない」の割合が高く、60%以上となっています。







また、市スポーツ振興計画の見直しに際して平成 26 年 6 月各種スポーツ 団体向けに行った「宇治市のスポーツ振興に関するアンケート」では、団体へ の登録者または参加者数が、回答のあった 52 団体中 30 団体で減少している という結果が出ています。団体が各種活動を行うにおいて支障をきたしている という項目については、「時間的な負担が大きいこと」、「活動に協力やサポートをしてくれる人が少ないこと」、「身体的な負担が多いこと」などが多くなっています。本市のスポーツ振興のために一番重要なものは何かという設問では、既存のスポーツ施設の有効活用、団体の垣根を越えたスポーツの魅力を発信するイベントの開催、活動の維持や団体運営に関する研修会・講習会の開催、観光や文化活動に取り組む団体との連携が挙げられています。

本計画はこうした本市の現状をとらえながら、効果的にスポーツの推進を図るべく、本市ならではのものとする必要があります。

(3)スポーツ推進の考え方と方向性の変化

スポーツ基本法では、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利とする、ということが明記されています。このことによりスポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されました。そして、スポーツ立国の実現をめざし、国家戦略としてスポーツに関する施策を推進するにあたり、国や地方自治体の責務及びスポーツ団体の努力等を定めるなど、スポーツにかかわるすべての人・団体によってその推進が図られるべきであるという方向性が明確に記されています。

国のスポーツ基本計画では、スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指すとしており、その過程において、またはその実現により、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち、互いに支え合う「新しいスポーツ文化」の確立を目指していくことが必要であるとされています。

本市においては宇治市第 5 次総合計画で「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」を目指す都市像に据え、これまでの総合計画のまちづくりを引き継ぐとともに、市民の参画・参加や市民協働の重要性についても触れています。本市におけるスポーツ推進においても、まちづくりの主体は市民にあることを意識し、市民とのパートナーシップにより本市ならではのスポーツの環境を築いていく必要があります。

また、本市では、各種スポーツ事業について広報しているものの、特定の市民の事業参加にとどまっている現状から、その他多くの市民の耳には情報が十分に届いていない現状があると考えられます。行政が行う取り組みについては、何においてもその情報を市民に伝達することが重要であり、そのためには、市民の多様なニーズを把握し、実情に応じた広報活動を行う必要があります。

今回の見直しにおいては、こうしたスポーツを取り巻く状況を鑑み、新たな時代に即したものにする必要があります。

スポーツ推進のビジョン

1.基本理念「スポーツが育むふるさと宇治の魅力と未来」

スポーツ基本法前文において、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことはすべての人々の権利」であるとされています。このことを基本に本市のスポーツをより一層推進していくために、本計画の基本理念を「スポーツが育むふるさと宇治の魅力と未来」とします。この理念には、2つの想いが込められています。1つは、スポーツが本来持つ魅力や価値を市民が享受できる豊かなスポーツライフを創造し、市民とスポーツの多面的なかかわりを強めたいという想いです。もう 1 つは、様々な可能性を持つスポーツを本市のまちづくりに活かし、宇治の魅力と未来の創造につなげたいという想いです。

この 2 つの想いをかなえるために、本市では、「市民のエンパワーメントを図る支援」、「スポーツイノベーションの実現」という 2 つの考え方に基づき、スポーツを推進します。

1 つめのキーワードである「エンパワーメント」とは、事柄をなす力のことを意味します。例えば、市民が知識や技術を獲得することによって、自分で問題を解決する能力を身につけたり、また自己の力を高めることによって、社会の価値観や制度が変化しても、個々人が適切に社会的役割を遂行できるようになるという力がそれにあたります。本市では、まちづくりの主体である市民一人ひとりが、スポーツを通じて豊かな暮らしを営むために必要な事柄を自律的に成し遂げられるよう支援に取り組みます。

2 つめのキーワードである「スポーツイノベーション」とは、スポーツの魅力を再発見し、これまでにない人とスポーツとまちの新しい関係性をデザインするアイディア、考え方、価値、行動、仕組みのことを意味します。スポーツイノベーションを実現するために、本市では、スポーツ関連団体のみならず、学校教育機関、地場産業などの経済界、まちづくりを推進する市民団体、そして行政がスクラムを組み、これらの英知を結集してスポーツの推進とまちづくりに取り組みます。

なお、本市においては、その 2 つの基本的な考え方を基に、次に述べるマーケティングの発想を持ってスポーツの推進に取り組みます。

2. "スポーツ "の可能性をマーケティングする

スポーツを楽しむことは、体力や身体機能の向上が図られて一人ひとりの健康長寿につながるだけでなく、爽快感やストレスの発散、また達成感といった心理的効用をもたらしてくれます。さらには、地域住民の交流や新しい出会いを生み出し、コミュニケーションの促進や連帯感といった社会的効果も期待できます。本計画では、このようなスポーツが有する可能性を、本市のスポーツ推進とまちづくりに活かすためにマーケティングを取り入れます。

マーケティングとは、簡単にいえば、人々や社会のニーズを見極めて、それに応えることです。しかし、公共機関が行うマーケティングでは、それだけが目的ではなく、公共機関から受けた便益を市民自らが主体となって、社会に還元するようになることを目指したものでなくてはなりません。本計画もこの考え方に基づき、以下に示す2つの視点からマーケティングを展開します。

1 つめは、「する・ささえる・しる」に留まらない人とスポーツの多面的なかかわりや結びつきを強めるため、どの様にスポーツを推進していけばよいかということをマーケティングすることです。これは、スポーツが本来持つ魅力や価値を市民に伝え、それを市民が味わうことによって、"スポーツ楽しい・おもしろい!"という気持ちが内面から湧き出てくるような市民とスポーツとの関係性を促進するためのマーケティングです。

2 つめは、スポーツが有する魅力や価値を、本市のよりよいまちづくりを実現するための手段として活かせるようにマーケティングすることです。市内のみならず、市外や府外、さらには海外の人々との交流を促進するようなスポーツの推進は、他地域の人々に本市が有する魅力的な観光資源や歴史・文化に触れる機会をもたらします。つまり、スポーツを推進することによって、本市の魅力の PR や産業振興、さらには、市民が誇れるまちづくりにつなげるためのマーケティングです。

「市民とスポーツとの関係性を促進するためのマーケティング」では、「楽しむ」と「育つ」を重視し、「スポーツが有する魅力や価値を本市のよりよいまちづくりにつなげるためのマーケティング」では、「つながる」と「活かす」を重視します。それぞれの具体的な視点は、次に示すとおりです。



(1)楽しむ

人々はスポーツをすることにより、爽快感や達成感を得られたり、勝利の喜びを感じたりすることができます。その他にも、卓越したプレーや身近な人々の活躍する姿を応援・観戦したり、技術の習得だけでなく、気づいていなかったスポーツの知識や魅力を学んだり、それを、次世代を担う子どもたちに教えたり、伝えたりできる楽しみがあります。さらには、スポーツをより楽しむために、仲間を集めたり、活動内容を充実させたり、自らが豊かなスポーツシーンをプロデュースしたりするなど、スポーツをすること以外にもその楽しみ方は、大きく広がります。このように、市民が様々な形でスポーツにかかわり、"スポーツ楽しい・おもしろい!"という内発的な感情が溢れるようなスポーツ機会を提供するとともに、市民自らが楽しいスポーツシーンを創造・演出できるような力が身につくような支援に取り組みます。

(2)育つ



スポーツをすることによって、健康的でエネルギーに満ち溢れた心身が育まれるだけでなく、試合の勝敗にこだわらず、相手をたたえ、互いに尊重し合うスポーツマンシップも育まれます。また、トップレベルの試合や身近な人々がスポーツをする姿など、様々なスポーツシーンを目にしたり、応援したりすることは、スポーツの魅力に対する理解が深まるだけでなく、がんばる人を励まし、応援するという態度が培われます。さらには、様々な形でスポーツを楽しみ、スポーツにかかわる過程で、他者に対する思いやりや感謝の気持ちが芽生えるだけでなく、スポーツ活動を成立させるために必要な「人・もの・金・情報」などの資源をいかに確保し、楽しみのためにそれを有効に活用することの大切さを知る機会につながります。そのような経験を通じて、スポーツがもたらす効果や価値に対する理解が深まり、自らの豊かなスポーツライフを主体的に形成するために必要な受益者負担意識や、スポーツに対して自律・自立した参画意識が育つような環境の創造に努めます。



(3) つながる

スポーツは、人々のコミュニケーションを促進します。年齢や性別、また世代や地域、さらには国をも越えたスポーツの交流は、人と人との関係を紡ぐだけでなく、両者の相互理解にもつながります。そして、考え方や文化、また能力やネットワークの異なる人々や団体同士の結びつきは、ソーシャルキャピタル(社会関係資本)の醸成や強化につながり、その結果、コミュニティの創造・再生、また、今までにはなかった新しいアイディア、考え方、価値、行動様式、仕組みといったイノベーションを人々や団体、また地域にもたらします。このような人とスポーツと地域とのつながりや関係性をデザインすることによって、これまでにないスポーツイノベーションの創出とその機能化を図ります。



(4)活かす

プロスポーツチームの試合やマラソン大会をはじめ、様々な種目やレベルのスポーツイベントの開催は、地域内や市内だけでなく、他地域の人々との交流が図られることから、市民のまちに対する誇りや絆、愛着心を高めてくれるとともに、自らのまちの魅力や文化を再認識するきっかけをつくります。このようなイベントの開催は、集客やまちの賑わいづくりにつながり、本市が有する観光資源や歴史・文化を PR する機会や商業地の活性化、また様々な分野に及ぶ産業振興にも好影響をもたらすことでしょう。このように市外や府外、また海外の人々を巻き込むスポーツの事業を行うことによって、スポーツ活動そのものの推進だけでなく、本市の魅力を他地域の人々に情報発信し、より魅力的なまちづくりに活かすことができるよう取り組みます。

3. 戦略的方針

本市では、「楽しむ」「育つ」「つながる」「活かす」といったことを重視する2つのマーケティングの考え方を取り入れ、「スポーツが育むふるさと宇治の魅力と未来」を実現するために、以下に示す3つの方針に基づき、施策を方向づけます。

(1)人とスポーツの多面的なかかわりを強化する

人とスポーツとのかかわりは、市スポーツ振興計画では、「する・ささえる・ しる」という 3 つの視点で捉えられていましたが、私たち人間の一生涯を通 じた成長と可能性を考慮すれば、スポーツとの関係性を「自ら学習し、デザイ ンする」という視点は欠くことができません。そこで本計画では、人とスポーツとのかかわりを、「する・ささえる・まなぶ・みる・つくる」など多面的に捉えます。その中で市民の誰もが、ニーズに応じたスポーツ機会に恵まれるように効果的に広報を行い、さらに、世代を超え、親しみやすく、障壁がなく、あらゆる状況に対応し、全ての人々の可能性が追求できるように人とスポーツの関係を紡ぎ、両者の結びつきを強めます。

(2)スポーツが持つ可能性を魅力的な宇治市のまちづくりに活かす

スポーツが持つ魅力と可能性は、個人の健康的な生活に寄与するだけでなく、素養や教育力、人間力の向上をはじめ、健康増進にともなう健康長寿の推進、スポーツイベントの実施による雇用・職業機会の創出、規範や秩序の形成にともなう安心・安全なまちづくり、地域内の連携や社会的ネットワークの促進、観光資源と商業地の活性化にかかわる産業振興、また、都市イメージの向上や地域振興といった視点にまで広がると考えられます。本計画では、このようなスポーツの可能性の広がりを魅力的なまちづくりに活かします。

(3)スポーツとまちづくりを推進する新しい仕組みを創る

教育委員会をはじめ、健康づくり、観光・文化、産業振興など、行政組織内における様々な部局間を超えた政策連携や事業連携の可能性を探りながら、本計画の理念である「スポーツが育むふるさと宇治の魅力と未来」の実現をめざします。また、スポーツが持つ魅力や可能性をまちづくりに連動させるためには、行政機関だけでなく、各地域の体育振興会をはじめとするスポーツ関連団体、教育機関、地元企業、市民団体などとの協力・連携・調整をすることができる仕組みが必要と考えられます。従来の枠組みにとらわれず、多様な組織間の連携を行うことのできる新しい仕組みを構築します。

基本理念:スポーツが育むふるさと宇治の魅力と未来

基本理念に込められた2つの想い

スポーツが本来持つ魅力や価値を市民が享受できる豊かなスポーツライフを創造し、市 民とスポーツの多面的なかかわりを強める。

スポーツの様々な可能性を本市のまちづくりに活かし、宇治の魅力と未来を創造する。



スポーツ推進の考え方

市民のエンパワーメント(事柄をなす力)を図る支援 スポーツイノベーション(スポーツとまちの新しい関係性をデザ インするアイディア、考え方、価値、行動、仕組み)の実現

スポーツの可能性をマーケティングする

市民とスポーツとの関係性を促進するためのマーケティング 【マーケティングの視点】 (1)楽しむ (2)育つ まちづくりにつなげるためのマーケティング 【マーケティングの視点】 (3)つながる (4)活かす



戦略的方針

人とスポーツの多面的なかかわりを強化する。

スポーツが持つ可能性を魅力的な宇治市のまちづくりに活かす。

スポーツとまちづくりを推進する新しい仕組みを創る。

図:基本理念・スポーツ推進の考え方・戦略的方針

「スポーツが育むふるさと宇治の魅力と未来」を 実現するための施策の体系

1.人とスポーツとの多面的なかかわりを強めるための取り組み

市民がスポーツを通して成長していき、スポーツを生涯にわたって楽しみ、また、運動機能を落とさず健康的な生活を過ごせるよう、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージ(本計画では、ライフステージを乳幼児期(0~5歳)少年期(6~15歳)青年期(16~29歳)壮年前期(30~44歳)壮年後期(45~64歳)高齢期(65歳以上)に分けて検討します)にあったスポーツの推進を行うとともに、スポーツと人との関係をより多面的にとらえた取り組みを行うことが必要です。本計画では、世代ごとの特徴を考慮し、あわせて「する、ささえる、まなぶ、みる、つくる」といったスポーツと人とのかかわりをとらえながら、今後の取り組みを検討します。

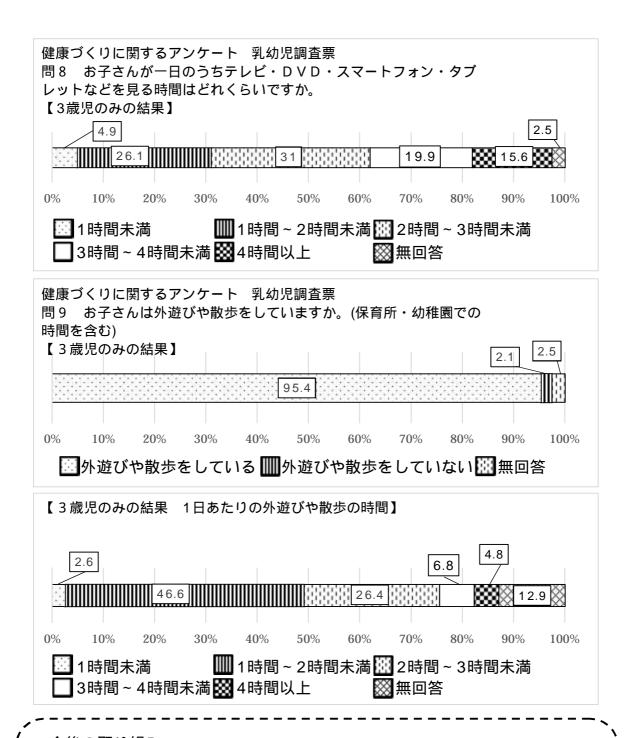
(1) ライフステージに応じたスポーツの推進

乳幼児期(0~5歳)

乳幼児期において大切なことは、体を動かすことの楽しさを知ってもらうことです。体を動かすことの楽しさを知ってもらい、運動の習慣をつけることで、 人生を健康的に送るための基礎を作ることができ、また、運動を通して多くの 仲間と触れ合うことができると考えられます。

この時期の発達状況は、子どもによって大きな開きがあるので、発達状況に 応じた遊び・運動を行うことが必要です。

しかし、健康づくりに関するアンケートの結果、本市では 1 日 2 時間以上外遊びをしている 3 歳児は約 40%で、前回の同アンケート調査時に比べると減少傾向にあり、一方でテレビ、DVD、スマートフォンなどを見る時間については増加傾向にあったため、体を動かす機会が減少していると考えられます。テレビ等を見る時間が長いと遅寝になるといわれており、睡眠不足が日中の運動に悪影響を与えることも考えられるためテレビ等と上手に付き合うことが大切です。



今後の取り組み

運動の楽しさや体作りの大切さについて普及啓発します

テレビ等の長時間視聴が健康に与える影響に対する正しい知識を普及啓発 します

親子で運動が楽しめる遊び場や機会、散歩コース等の情報を提供します 運動を行いやすい公園の整備に努めます

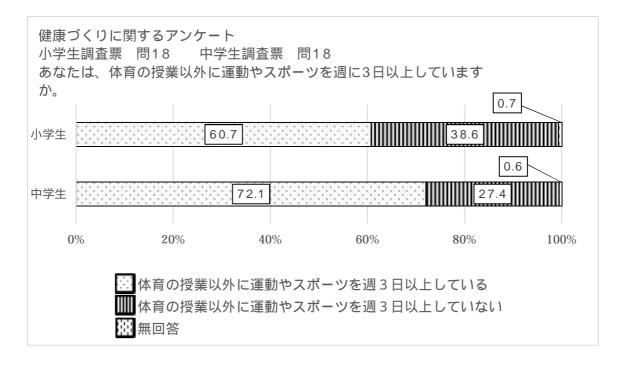
少年期(6~15歳)

少年期は走る、跳ぶ、投げるという基礎的な動きを洗練し、健康習慣の基礎となる体力をつける時期であるとともに、自己責任、フェアプレー精神、コミュニケーション能力の育成など集団生活に欠かせない要素を学び取る時期でもあります。

健康づくりに関するアンケートによると学校の体育以外で運動をしている子どもは、小学生で約60.7%、中学生で約72.1%となっています。生活の利便性が向上し、日常生活において体を動かす機会は減少していると考えられることから、意識的に体を動かし、スポーツに親しむ機会を作っていく必要があります。文部科学省が実施している「体力・運動能力調査」によると平成13年度から約10年間にわたり、概ね低下傾向に歯止めがかかっています。しかし、体力水準が高かった昭和60年ごろと比較すると依然として低い状況にあり、さらに、近年では、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が進んでいる現状が見られます。

なお、近年、体罰やオーバーワークなどの問題が表面化しました。行き過ぎたスポーツ活動には対策を講じ、市民がスポーツ活動を切れ目なく生涯を通して楽しめる環境づくりが必要となります。

また、乳幼児期同様、テレビ等の長時間視聴については、それが健康に与える影響に対する正しい知識を普及啓発する必要があります。



今後の取り組み

プロスポーツ団体と協働し、スポーツを楽しみながらコミュニケーション能力など様々なスキルを身につけられるような取り組みを行います

テレビ等の長時間視聴が健康に与える影響に対する正しい知識を普及啓発 します

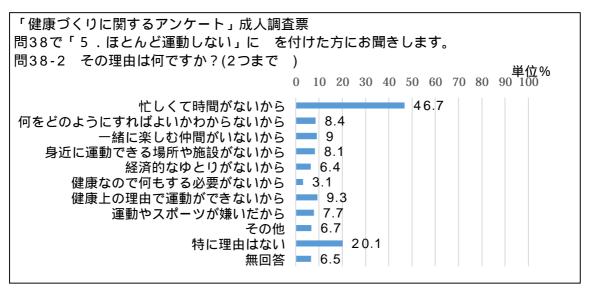
親子でスポーツが楽しめる遊び場や機会、散歩コース等の情報を提供します 運動・スポーツを行いやすい公園の整備に努めます

講習会や研修会を開催することで指導者のスキルアップを図り、スポーツを 継続して行えるような環境の構築に努めます

他地域の人とスポーツを通じて交流を図ることができるような取り組みを します

青年期(16~29歳)

青年期は人生で最も体力が充実する時期である反面、学校の卒業や就職などで、それまでの生活サイクルが大きく変化し、スポーツをする機会が減少します。継続してスポーツを行うためには、多様なスポーツ情報を提供し、一緒にスポーツを行う仲間づくりに取り組むことが必要になってきます。この時期では「健康づくりに関するアンケート」によると、ふだんほとんど運動しない人が53.5%となっており、壮年前期に次いで多くなっています。運動しない理由として「忙しくて時間がない」と回答した割合が高くなっており、日常生活の中で運動する時間を確保し、健康的なライフスタイルを保つように努めていく必要があります。



「健康づくりに関するアンケート 成人調査票 問 38-2【ライフステージ別】

単位:%

区分	だしくて時間がないか	よいかわからないから	ないから一緒に楽しむ仲間がい	や施設がないから	から経済的なゆとりがない	要がないから健康なので何もする必	できないから	だから 運動やスポーツが嫌い	その他	特に理由はない	無回答
青年期(16-29歳)	59.0	12.2	8.6	15.1	4.3	4.3	1.4	12.2	5.0	12.9	5.8
壮年前期(30-44歳)	60.7	8.7	8.7	6.6	8.7	3.1	2.6	5.7	7.0	14.0	5.7
壮年後期(45-64歳)	40.1	7.7	9.9	7.7	4.4	2.7	7.7	9.3	5.5	29.7	6.0
高齢期(65歳以上)	16.5	5.0	9.1	4.1	6.6	2.5	33.9	4.1	9.9	25.6	9.1

今後の取り組み

仕事や子育てが忙しい人が参加しやすい機会づくりをします スポーツが健康に与える効果や効率的な運動方法について啓発します スポーツサークルやスポーツ大会などの情報を提供し、目的にあった活動に 出会えるきっかけづくりに努めます

運動・スポーツの活動場所の有効活用を推進します

市民要望に応える体育施設とするため、都市整備部門と連携し、施設・設備の機能拡充や計画的な改修を検討します

プロスポーツ団体と協働し、レベルの高い競技を見る機会をつくります ボランティアとしてスポーツに関わることができるよう、情報提供をします**ノ**

壮年前期(30~44歳)

この時期は結婚や子育てなど、仕事以外の部分にも時間的な制約が多くなります。そのため、スポーツを行う時間は少なくなり、健康管理もおろそかになりがちで、生活習慣病の前兆が出始める時期でもあります。「健康づくりに関するアンケート」においてもスポーツを全くしない人の割合は63.4%で他の時期と比べて最も多く、週1回以上スポーツをする割合は約4割で最も少なくなっています。また、青年期と同じく、運動しない理由が「忙しくて時間がない」とする割合が高く、この時期でも運動する時間の確保が課題となっています。忙しい中においても、健康的に日常生活を送るため運動習慣の確立が必要となってきます。

今後の取り組み

仕事や子育てが忙しい人が参加しやすい機会づくりをします

スポーツが健康に与える効果や効率的な運動方法について啓発します

スポーツサークルやスポーツ大会などの情報を提供し、目的にあった活動に 出会えるきっかけづくりに努めます

運動・スポーツの活動場所の有効活用を推進します

市民要望に応える体育施設とするため、都市整備部門と連携し、施設・設備の機能拡充や計画的な改修を検討します

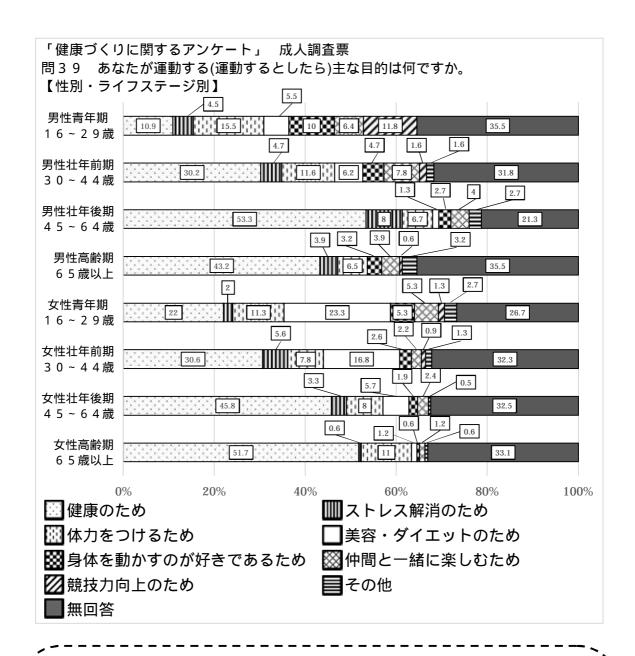
プロスポーツ団体と協働し、レベルの高い競技を見る機会をつくります ボランティアとしてスポーツに関わることができるよう、情報提供をします 親子でスポーツが楽しめる遊び場や機会、散歩コース等の情報を提供します



壮年後期(45~64歳)

壮年後期は仕事上の地位も高まり、責任も大きくなる時期です。また、子育 ては一段落しますが、介護に携わり始める年代で、スポーツから遠ざかりやす くなります。

「健康づくりに関するアンケート」では週 1 回以上スポーツをする人の割合は約 5 割と高齢期に次いで高くなっている一方で、ほとんど運動しない人の割合も約 5 割となっています。運動をしていない理由としては、「忙しくて時間がないから」とする人の割合が高くなっていますが、ほかの年代に比べ「特に理由がない」と回答している割合が高くなっています。また、スポーツをする目的は何かという問いに対しては「健康のため」という回答が他の年代と比べ非常に多くなっており、健康意識が定着し始める時期であることがわかります。健康で活動的な生活を送るためには、スポーツが健康に与える効果について知識を得て、スポーツを行う習慣を身に着ける必要があります。



今後の取り組み

仕事や子育てが忙しい人が参加しやすい機会づくりをします スポーツが健康に与える効果や効率的な運動方法について啓発します スポーツサークルやスポーツ大会などの情報を提供し、目的にあった活動に 出会えるきっかけづくりに努めます

運動・スポーツの活動場所の有効活用を推進します

市民要望に応える体育施設とするため、都市整備部門と連携し、施設・設備の機能拡充や計画的な改修を検討します

プロスポーツ団体と協働し、レベルの高い競技を見る機会をつくります ボランティアとしてスポーツに関わることができるよう、情報提供をします

高齢期(65歳以上)

高齢期は多くの人が仕事を退職し余生を楽しむ時期にあたります。「健康づくりに関するアンケート」において、高齢期は、ほかの世代に比べ、毎日運動やスポーツをする人の割合が高くなっています。

しかし、身体機能は衰え、寝たきりや認知症などの疾病や障害をかかえる人が多くなってきます。豊かな生活を送るにはこうした疾病や障害に対する予防について知識を深め、日常生活を過ごすための機能を維持するためにも適度にスポーツを行う習慣が必要になってきます。また、仕事を退職し、周りの環境が変わることから新たな人間関係を築いていく必要があります。スポーツを通じて仲間との交流や地域とのかかわりを深くすることはこの時期の生き生きとした生活には欠かせないものといえます。

今後の取り組み

スポーツ活動に取り組むことで、生活習慣病の予防や介護予防となるような 情報の発信に努めます

スポーツが健康に与える効果や効率的な運動方法について啓発します 外出し、スポーツを楽しんだり、地域活動への参加がしやすいように、情報 発信をします

運動・スポーツの活動場所の有効活用を推進します

市民要望に応える体育施設とするため、都市整備部門と連携し、施設・設備の機能拡充や計画的な改修を検討します

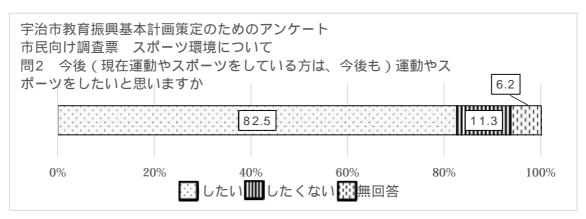
日常生活で取り組みやすいスポーツの普及啓発します



(2)多面的なスポーツへの参画の推進



平成25年3月に実施した「宇治市教育振興基本計画策定のためのアンケート調査」において「今後(現在運動やスポーツをしている方は、今後も)運動やスポーツをしたいと思いますか。」という問いに対し、全体の約80%の方が「したい」と答えています。しかし、「健康づくりに関するアンケート」では、週1回以上スポーツをする人の割合は16歳以上で50%となっており、スポーツをしたいと思いながら何かの理由でスポーツをすることができない人が多数いることが推測されます。スポーツをしない理由については、忙しくて時間がないからという理由が一番多くなっています。「する」スポーツを推進するには、このような忙しくて時間がない人にもスポーツに親しんでもらえるよう、様々なニーズに応じた参加機会の提供が必要です。



今後の取り組み

各種スポーツ教室・大会を実施します

年齢や運動能力、障害の有無にかかわらず誰もが気軽にスポーツを楽しめる ニュースポーツを普及推進します

仕事や子育てが忙しい人が参加しやすい機会づくりをします

ささえる

近年のマラソン、ジョギングブームにより、日本各地でマラソン大会が開催されるようになりました。そのようななか、大会運営などには多数のスポーツボランティアが参画されています。本市においても、毎年開催している宇治川

マラソン大会だけでなく、様々なスポーツイベントを成功させ、スポーツを推進していくためには、スポーツボランティアが重要な役割を果たしており、その参画は欠かせないものとなってきています。スポーツにはそれを支える人にも得るものがたくさんあります。スポーツボランティアとして活動することで仲間ができ、そしてその仲間と感動を共有し、かつイベントを実施・成功させるという充実感が得られることなどです。また、このように、スポーツを推進していくためには、スポーツボランティアの価値を知っていただくとともに、プロスポーツ団体、企業、大学などと地域貢献を前提とした連携、協力、協働関係を構築する必要があります。

今後の取り組み

スポーツボランティアの育成のための研修を実施します スポーツボランティアが参画しやすいイベントを実施します プロスポーツ団体、民間企業、大学等と協働して、様々なスポーツ機会を創 出します

スポーツ推進に貢献いただいた方を顕彰します

まなぶ)

スポーツをすることで自己責任、フェアプレー精神、コミュニケーション能力などの人間として大事な素養を学ぶことができます。これらは、青少年の健全育成に大きな意義があり、後に社会人として責任ある行動をとるために大切な素養を身につけることができます。また、スポーツに関する正しい知識や効果的な練習方法を学ぶことで、トップアスリートや指導者の育成につながり、近年問題となっている体罰やオーバーワークなどを無くし、生涯にわたって、スポーツに親しみ、健康的に生き生きと暮らしていくことができる環境を築くことが可能となります。

今後の取り組み

トップアスリートなどを招いた講習会を実施します

地域のスポーツ指導者がその経験を活用し、指導を行うことができる環境の 整備に努めます

学校やスポーツ少年団・青少年育成団体と連携したスポーツ推進を行います レベルの高い競技を観戦することができる機会の提供に努めます



スポーツを「みる」という行為は多くの人にとって一番手軽なスポーツとのかかわり方といえます。私たちの周りには、自分の好きなプロスポーツを観戦したり、運動会で子どもや孫を応援したりと、様々な「みるスポーツ」が存在します。スポーツを「みる」ことは多くの人々に興奮や感動を与え、時にはストレス解消や気分転換などの効果ももたらします。また、スポーツ選手への尊敬や憧れがスポーツを始めるきっかけにつながることも大きな効果といえます。

今後の取り組み

プロスポーツチームと協働し、観戦する機会を提供します レベルの高いスポーツ大会などの情報を発信し、観戦する機会の提供に努め ます

参加するだけでなく、みて楽しむことのできるスポーツイベントとなるよう、 イベント内容を検討します





これからの市政運営は、市民の参画や市民との協働といった、市民と行政とのパートナーシップがより一層必要となってきます。スポーツの推進も例外ではなく、「する・ささえる・まなぶ・みる・つくる」などといった人とスポーツのかかわりを紡ぎ、その関係性をより充実させるためには、市民と行政の役割分担や協働は不可欠です。また、市民が自らのためにより楽しく、より豊かなスポーツライフを主体的に形成するという視点や発想も欠かせません。スポーツ活動の主体である市民、またスポーツ推進の担い手である関係団体や組織、そして行政などそれぞれが一方的に依存するのではなく、互いが協力し、支え合いながら、スポーツシーンをつくっていく必要があります。そして、社会の価値観や制度が変化しても、市民一人ひとりが主体的かつ自律的にスポーツを楽しむことのできる「エンパワーメント(事柄をなす力)」を図るための支援が必要です。言い換えれば、行政は市民が豊かな暮らしを営むために必要な事柄を自律的に成し遂げられるよう、市民に寄り添い、勇気づけ、自信を与えるような支援を行うことが必要です。

今後の取り組み

体育協会・競技団体・地域体育振興会・総合型地域スポーツクラブ・NPO など、スポーツ推進の主体となるべき団体と連携を強めます 地域体育振興会が存在しない小学校区での設立を支援します 新たな課題や社会情勢をとらえた講習会を実施します



2. スポーツが持つ可能性を魅力的なまちづくりに活かす取り組み

(1)スポーツによるコミュニティの創生及び再生

近年、自治会をはじめ、地域住民で構成する各種団体に加盟・参画する人が減少傾向にあります。そのことから、住民間のつながりが弱くなり、高齢者の孤立を招いたり、信頼や規範、協働意識を希薄化させたりしています。

スポーツには、一緒に活動することで、参加した住民間に連帯感や信頼感が生まれ、関係構築を促進する可能性があります。身近なコミュニティで活動を実施することによって、失われつつある規範と秩序の再構築や、協調的な行動を積み重ねた信頼関係の醸成、また住民の孤立を防ぎ、安全で安心なコミュニティの再生につながっていくことが期待されます。

今後の取り組み

スポーツと防犯や防災など、身近な問題とを組み合わせるようなイベントの 実施に取り組みます

地域の様々な団体が、協働してスポーツイベントを行うことができるような 体制を支援します



(2)本市の活性化につながるスポーツイベントの実施及び誘致

ニーズに応じて、誰もが気軽に楽しめるスポーツイベントの実施及び誘致を 推進することは、「する・ささえる・まなぶ・みる・つくる」といった多面的 なスポーツへと誘うだけでなく、国内でも有数の観光都市である本市の魅力を、 PRでき、また、産業振興をはじめとした地域の活性化やまちづくりに活かすきっかけとなる可能性を秘めています。そのためにも地元企業、スポーツ関連団体、マスメディア、行政、そして市民が連携し、まちの魅力の PR や効果的なプロモーションの実施につながるような事業を展開する必要があります。また、本市をホームタウンとするプロスポーツチームと協働・連携し、市民と一緒になってチームを応援することで、地域経済の活性化だけでなく、地域内の一体感を醸成することが可能となります。

今後の取り組み

本市の魅力を発信できるようなスポーツイベントの実施及び誘致に努めます

企業などのスポーツ関連団体以外の団体と連携して、スポーツイベントを実 施できる体制の構築に努めます

本市の魅力を PR でき、また地域の活性化にもつながるよう、国内外を問わず他都市とのスポーツ交流を推進します



3.スポーツとまちづくりを推進する新しい仕組みを創る

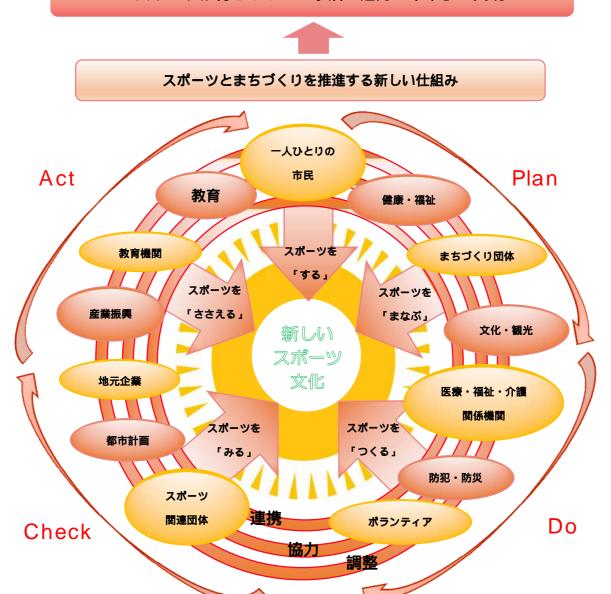
運動・スポーツや健康づくりに対する取り組みは、行政機関内において複数の部門ごとに事業展開しています。また体育協会の加盟団体や地域体育振興会など、様々なスポーツ関連団体や各種目別のチームなどが存在し、スポーツ推進の一翼を担っていますが、事業が複数の主体によって実施され、輻輳する傾向にあります。スポーツに対する個人のニーズは多様であり、各種団体の活動方針や指向性なども異なる点が多いのですが、そのような輻輳した事業展開は、限られた資源、特に活動場所や参加者の奪い合いにつながり、資源の活用が非効率となりかねません。そのため、それぞれの団体の特性を活かした活動を推進しつつも、組織間や事業間、また活動場面における有機的な連携や緩やかな融合が今後、より一層必要になります。

また、スポーツが有する魅力と可能性を宇治のまちづくりに活かすため、産 官学民の横断的な相互連携による政策・事業連携と組織間連携を推進し、従来 の枠組みにとらわれず、教育、健康・福祉、文化・観光、産業振興、都市計画、 防災などといった行政機関や様々なスポーツ関連団体、教育機関、地元企業、 まちづくり団体、そして市民が参画する統合的かつ融合的な協力・連携・調整 型の仕組みが必要となります。

今後の取り組み

本市の組織内だけでなく、様々な市民団体とも連携し、スポーツの枠組みを 超えた健康づくりやまちづくりを推進する新しい仕組みを構築します スポーツを活用した地域活性化を支える人材の育成に努めます

「スポーツが育むふるさと宇治の魅力と未来」の実現



計画の推進にあたって

1.計画推進において掲げる目標

本計画においてスポーツを推進するにあたり、下記のことを目標とします。

スポーツ・運動で体を動かすことが好きな人の割合 90%へ

参考「スポーツに関する市民意識調査(平成 18年 12月実施)」ではスポーツが「好き」または「どちらかといえば好き」と答えた市民(20歳以上の成人)の割合は全体の約80%

市の主催等による各種スポーツ大会・教室・ひろば等参加者数 毎年の増加

参考・平成 25 年度の数字 40,870 人

宇治市健康づくり・食育推進計画と連動し 1 日 2 時間以上外遊びしている 子ども(0 歳~5 歳児)の割合

60%~

体育の授業以外に運動やスポーツを週3日以上する小中学生の割合 小学生75%、中学生80%へ

参考・「健康づくりに関するアンケート(平成26年1月実施)」では1日2時間以上外遊びをしている3歳児は全体の38%で、体育の授業以外にスポーツを週3日以上する小中学生の割合は小学生が全体の60.7%、中学生が全体の72.1%

成人(20歳以上)の週1回以上の運動・スポーツの実施率

3人に2人(65%程度)へ

成人(20歳以上)の週3回以上の運動・スポーツの実施率

3人に1人(30%程度)へ

参考「健康づくりに関するアンケート(平成26年1月実施)」では週1回以上の運動やスポーツをする人の割合が全体の約50%で、週3回以上の運動やスポーツをする人の割合は全体の約30%(いずれも16歳以上の割合)

スポーツや運動の競技会等にボランティアスタッフとしてかかわったことのある市民(20歳以上の成人)の割合

20%~

参考「スポーツに関する市民意識調査(平成 18 年 12 月実施)」では スポーツや運動の競技会等にボランティアスタッフとしてかかわったことが あると答えた市民(20 歳以上の成人)は全体の 12.6%

宇治市観光振興計画に掲げられる各種施策と本市の魅力を活かしたスポーツイベントの実施により、宇治市へのリピーター率

70%~

参考「宇治市観光動向調査(平成23年度実施)」では宇治市を2回以上来訪されたリピーターの割合は全体の約58%

宇治市のスポーツ施策に対する満足度 100%へ



法的游戏法籍的数据表现

2.計画の進行管理について

戦略的方針に基づいた、今後の取り組みの進行管理については、生涯学習審議会において、毎年度点検・評価し、施策の効果・成果・課題の検証を行い、計画の目標の達成を目指します。

宇治市スポーツ振興計画見直し検討委員会委員名簿

	1 10 10 7(3)	
役職名	氏名	所属等
委員長	長積 仁	生涯学習審議会委員
委員長 職務代理	清水 桂子	生涯学習審議会委員
委員	木村 孝	生涯学習審議会委員
委員	西山正一	生涯学習審議会委員
委員	田中 成司	宇治市スポーツ推進委員協議会 会長
委員	村田 二郎	(一財)宇治市体育協会 副会長
委員	吉田邦雄	宇治市中学校体育連盟 会長
委員	山崎信子	一般公募

宇治市スポーツ振興計画見直し検討委員会 審議経過

委員会開催日	会議等	内 容		
平成 26 年 8 月 4 日	第1回 宇治市スポーツ振興計画	・現状分析について		
	見直し検討委員会 第2回			
平成 26 年 10 月 24 日	宇治市スポーツ振興計画 見直し検討委員会	・計画見直し骨子について		
平成 26 年 11 月 28 日	第3回 宇治市スポーツ振興計画 見直し検討委員会	・計画見直し案について		
平成 26 年 12 月 19 日	第4回 宇治市スポーツ振興計画 見直し検討委員会	・計画素案について		
平成 27 年 2 月 23 日	第5回 宇治市スポーツ振興計画 見直し検討委員会	・計画最終案について		

宇治市スポーツ振興計画見直し検討委員会設置要項(内規)

(設置)

第1条 市民の豊かなスポーツライフの構築を目指すため策定されたスポーツ振興計画の見直しについて意見聴取の場とするため宇治市スポーツ振興計画見直し検討委員会(以下「委員会」)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 本市におけるスポーツ振興計画の見直しに対する意見聴取に関すること。
 - (2) その他、総合的なスポーツ振興に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員8名以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が選任する。
 - (1) 生涯学習審議会委員
 - (2) 関係団体等の代表者
 - (3) 公募により選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、振興計画の見直しが完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠 の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

(委員長及び職務代理者)

- 第5条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、司会進行役として議事の運営にあたるものとする。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名するものがその職務を 代理する。

(会議)

- 第6条 会議は必要に応じて教育長が召集する。
- 2 教育長が必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会の会議に諮って 定める。

附則

1 この要項は、平成26年7月1日から施行する。

宇治市スポーツ推進計画

平成 27 年 3 月

発 行 宇治市教育委員会生涯学習課

〒611-0021 宇治市宇治琵琶 45-14 番地

Tel. 0774-20-8759 (直通)

Fax. 0774-39-9501